

本ファイルは拙文「議事妨害（フィリバスター）と民主主義―『スミス都へ行く』」（法学教室 1998 年 1 月号 104-105 頁）の草稿段階のもので、この草稿と掲載版では、題名も含めてかなり大幅な変更（未見の方のためにストーリーをかなり増補し、他方で本分をかなり削っています）が加えられています。

なお、高校生の時に映画ファンだった私は、映画について文章を書けるといっただけで舞い上がってしまい、掲載とほぼ同時に、当時あった Nifty の PATIO というサービスに関連雑記を書いていた。かなり恥ずかしいですが、付録としてつけておきます(2014.5)。

議事妨害（フィリバスター）と『アメリカの理想』―スミス都へ行く―

<ストーリー>

某州選出の上院議員が死んだ。人気取りを狙う州知事は、少年団長の青年ジェファソン・スミス（ジェームス・スチュアート）を後継者に指名する。政治のことなど何もわからず、ただアメリカ建国の理想を純朴に信ずるスミスは、傀儡としてうってつけだったのである。しかし彼は、唯一の政策である国立少年キャンプ場設立法案をきっかけに、ダム利権をめぐる州有力者達の腐敗、その背後にいる黒幕の財界人テイラーの存在に気づく。尊敬する先輩議員ペインも残念ながら例外ではなかった。議会の場で腐敗を追求しようとしたスミス議員は、逆に濡れ衣を着せられ、除名動議を提出されてしまう。一度はくじけそうになった彼だが、議員秘書（ジーン・アーサー）の励ましとアドバイスもあって、再び立ち上がる。頼るはただひとつ、いったん発言権をとれば無制限の演説を許す上院の議事手続。彼は世紀の大演説を始めるのだ....

一 議事妨害 (filibuster)

今年(1998 年)、参議院では、押しボタン投票方式の導入が予定されている。起立採決では曖昧になることがあった議員個々の賛否を集計記録し国民に明らかにするというその趣旨には、おそらく何人も異論があるまい。しかし、記名投票との関係では議論の余地がある。あの「牛歩戦術」の終わりを意味しかねないからだ。1992 年の P K O 法案をめぐる、参院本会議で 31 時間以上に及ぶ「牛歩」が展開されたのは、今なお記憶に新しいところであろう。この「牛歩」や「審議拒否」（1996 年の住専国会における長期のピケッティング等）は広い意味での「議事妨害」の一種として捉えることができる。これらほど国民の目をひくものではないが、他にも「つるし」（本会議での法案の趣旨説明を要求しておいて、その開催を先延ばしする）「マクラ法案」（対決法案以外の法案を先議案件にして、その審議を引き延ばす）など、議事運営規則・慣行を利用した、地味だが効果的な議事妨害

戦術があると言われている。(足立利昭・月刊自由民主 1992 年 11 月号 178 頁)

もちろんこの議事妨害は、日本だけの専売特許ではない。むしろ、方法や程度の差こそあれ、世界各国の議会で共通に見られる現象と言ってよい。その激しさにおいてもっとも有名なのが、この映画のスミス議員が活躍したアメリカ合衆国連邦議会上院における議事妨害である。ある研究書(Binder/Smith, Politics or Principle?, 1997)によれば、明らかな議事妨害は 19 世紀を通じて 23 件記録されているが、1970 年から 1994 年までの間には 191 件、1991-1992 年の第 102 議会のみで 35 件に上るといふ。多数の修正案提出など、議事運営規則・慣行を利用した様々な戦術があることは日本と同様だが、もっとも目立つのはやはり、スミス議員のような長時間演説である。23 時間余という彼の記録は、この映画の公開された 1939 年の時点では史上最長だった筈だが、残念ながら(?) 1957 年に 24 時間 18 分という現在までの最長記録が達成されている。(比較的最近の 1992 年にも、15 時間演説があった)。なお、日本の国会では、このような長時間演説による議事妨害はほとんど見られない。議院運営委員会において、本会議における一人あたりの発言時間を制限することが申し合わされるのが通常であるし、また、議長に発言時間を制限する権限(国会法 61 条)が与えられているからである。

アメリカ上院でこのように議事妨害が盛んなのは、それが歴史的・制度的に討論の制限に消極的だったからである。そもそも 19 世紀の上院では無制限の討論が原則とされ、採決するには全員の同意が必要とされた。その背景として、(1)第二院たる上院には、より冷静かつ理性的な熟慮という役割が期待されたこと(2)人口比例で定数が配分される下院と異なり、各州 2 名の議員が選出される上院は州代表的性格をも有していたことなどが挙げられる。(但し、Binder/Smith・前掲書は、無制限の討論憲法制定者の意思でも意識的に採択された原則でもないことを強調する)しかし 1917 年に至り、第一次大戦を背景とした商船武装化法案への議事妨害をきっかけとして、出席議員の 2/3 の賛成による討論終局(closure)を定める議院規則 22 条が初めて導入される。幾度かの改正を経て、現在では討論終局動議可決の要件は総議員の 3/5 となっているが、それでも実際にはかなり高いハードルであるようだ。

二 「アメリカの理想」

さてこの映画に登場する CBS ラジオの实在のアナウンサーは、スミス議員の長時間演説を「アメリカの誇り(privilege)たる言論の自由(free speech)の最もドラマティックな形態」と評する。

スミス議員は、アメリカ建国の理想を無邪気に信じ、リンカーンを崇拝する純朴な青年

として描かれている。最後の大演説で彼は合衆国憲法、聖書、そして（彼と同じ名を持つ T. ジェファソンによって起草された）独立宣言を読み上げる。この種の文書をゆっくり読むのは、もちろん長時間演説の常套手段なのだが、この映画では、同時にアメリカ的「理想」への忠誠を訴える手段ともなっている。（昨年の中谷幸喜脚本ドラマ『総理と呼ばないで』に、筒井道隆が日本国憲法前文を読み上げるシーンがあったが、この映画へのオマージュだろうか。そう、必ずしも純粋自家製ではないにしても、我々も我々なりの「理想」を象徴する文書を持つてはいるのである）

見逃してはならないのは、ここで賞揚される「アメリカの理想」が「対外的」な側面をも有していることである。前述のアナウンサーは、続けてこう語る。二つの独裁国の外交使節も傍聴しています。彼らの国では見ることができないもの、生きた民主主義を！」1939年という時代は、この映画に確かに影を落としている。そして監督フランク・キャブラは、この後しばらくして陸軍に参加し、「われらはなぜ闘うか」(Why We Fight)と題された一連の戦意高揚映画を撮ることになるのである。

三 「我ら人民....」(We the People)

周知のように、スミス議員が読み上げる合衆国憲法は、「我ら合衆国人民は....」という言葉で始まっている。彼が議事妨害を正当化するために持ち出すのもこの「民衆」(people)である。自州の人々は彼の潔白を信じている筈だから、彼らの声が届くまでひとまず除名を待つて欲しいというのである。この映画のフランク・キャブラ監督は、「普通の人々」(common man)の立場に立った映画を作ることを標榜していた。「ジェファソン」という神話的な名前と同時に、「スミス」という平凡な苗字が主人公に与えられているのも、そのような立場の確認に他ならない。

しかし実は、スミス議員の演説は自州の民衆には届かない。州のマスメディアは全て、「世論なら私が5時間で作ってみせる」と豪語する黒幕テイラーによって支配されているからである。そして、スミスを支持して立ち上がる子供達までが、物理的に弾圧されてしまう。なるほどこれは、当時の「マシーン政治」と新聞ジャーナリズムの一面の反映かもしれない。しかしこれでは「出口」が見つかるはずもない。結局用意されるのは、ご都合主義的とも言える結末なのである。そもそもキャブラ監督は、本当に「民衆」を信じていたのだろうか？彼の別の映画である『群衆』(Meet John Doe, 1941)の主人公は、大衆集会でマイクのスイッチを切られてしまい、その声を人々に届けることができない。黒幕の手下によって扇動される民衆は、主人公を糾弾する。ここでも民衆は、容易に操作され扇動されて「群衆」(mob)に転化しうる危うい存在、恐怖の対象として描かれているように思える。

キャブラの伝記作家によれば、その映画の表面的印象とは裏腹に、彼はニュー・ディール政策に批判的であり、忠実な共和党支持者であった。(Joseph McBride, Frank Capra: The Catastrophe

of Success,1992,P. -)スミス議員の「理想」の中の民衆もまた、国家に頼らない独立独歩のそれであるようだ。彼の提案する「国立少年キャンプ場」にしても、「国の金は使わない。借りるだけだ」として、建設資金を「少年達の小遣いで」(!!)返却することが予定されていたのである。そして「赤狩り」の時代、キャプラは定期的に密告活動に携わる。彼によって挙げられた名前の中には、一時共産党員であったこの映画の脚本家、シドニー・ブッフマンも含まれていた。(McBride,前掲。なお参照、陸井三郎『ハリウッドとマッカーシズム』(現代教養文庫))それは単に自己防衛のためだったろうか。キャプラの「民衆」への反=時代的理想と、その裏面をなす現実の民衆への恐怖が反映してはいなかったらうか。

四 二つのデモクラシーの間で

おそらく議事妨害が実際に持つ最大の機能は、少数派にバーゲニング・チャンスを与え、多数派の妥協を引き出すことを可能にすることだろう。議事妨害を実際に行わずとも、その脅しだけで効果をあげることができる。だとすれば議事妨害をどの程度まで容認するかは、「多数派支配型デモクラシー」(多数派の意向に従って決定が行われる)と「コンセンサス型デモクラシー」(広汎な合意の形成をめざし、少数派にも統治に参加する機会を与える)のどちらの途を選ぶのか(高見勝利・ジュリスト 1089 号 40 頁)という問題にも関わっていることになる。

しかしその「少数派」とは何か。米上院の議事妨害は、少なくとも 1940 年代末以降しばらくの間は、アフリカ系米国人への差別是正を目的とする公民権関係諸法案に反対する南部保守派によって専ら用いられるようになる。24 時間 18 分という上記の最長記録も、その中で生み出されたものであった。「アメリカの理想」に基づくはずのこの制度が、「社会的」少数派に対する差別を温存するための「議会内」少数派による武器と化したのである。

他方で、議事妨害に枠をはめた 1917 年の議事規則 22 条にも、逆に『スミス都へ行く』における議事妨害の賞揚にも、「戦争」が影を落としていたこともまた忘れてはなるまい。二つのデモクラシーの狭間の中にあるこの「制度」を評価するには、「理念」による単純かつ一方的な賞賛や弾劾はふさわしくない。政党制・選挙制度という他の政治的諸制度との関わり合い、さらにはその置かれている社会的コンテキストを念頭におかねばならないのである。

【付録1. 変えられた翻訳?】

例の「法学教室」の「シネマ法学入門」、やっと先週校了でした。たかが2頁の原稿、それも研究業績とは言えないものにこれだけ苦勞するとは、情けない限りです。

とはいえ、映画についての文章を公表するなど、ひよっとしたらこれが最初で最後かもしれない。高校時代から

やりたかったことの一つだけに、少々気を入れた次第です。その割には出来がねえ...ちなみに、再校段階で、雑誌に掲載されるビデオ・ジャケットの写真を観て私は愕然としました。よかったら図書館で覗いてみて下さい。

もっと書きたかったことはたくさんあります。移民であるキャプラにとっての「アメリカの夢」は蟻川氏の『憲法的思惟』におけるフランクファーターについての指摘と共通するのではないか、脚本家ブッフマンのようなニューディール期の左翼にとって、「アメリカの理想」はどのような意味を持ったのか、最終稿で落としてしまった三谷幸喜「総理と呼ばないで」と「スミス」の関係、筒井道隆と若き日のジェームス・スチュアートは似ていること、この映画で最高のキャラは議長であること、ジーン・アーサーのハスキーな声がどんなに魅力的か、悪役テイラーを演じるエドワード・アーノルドの表情が... あ、だんだんミーハーになってきた。

まあ、それはともかくとして、この文章の執筆過程で一つ気になったことがあります。あるいは資料的な意味も皆無ではないかもしれませんが、一応書き残しておく次第です。

原稿でも書いたように、映画は、スミスの長時間演説をCBSの実アナウンサーに報道させるという趣向を用います。その一部分を、完全には聴きとれないのですが、採録してみます。

“And the diplomatic gallery, the envoys of two dictator powers, they have come here to see what they can't see at home. Democracy in action”

これはまさに、映画が賞揚する「表現の自由」なるものの「対外的側面」を如実に示していることは原稿でも触れたところでは。

私はこの映画を、TBSテレビで最初に観ました。89年前後ではないかと思います。原稿執筆過程でまず参照したのも、その時のビデオ録画でした。その字幕で、この部分がどう訳されていたか。

「報道陣・院外団体もつめかけて」「生きた民主主義を見守っています」

いったいどういう解釈で、「院外団体」が出てきたのか。仮に“dictator”という言葉聞き落としたとしても、真面目に映画を観ていさえすれば、本来このような誤訳は出てきようがないのです。アナウンサーの発言の直後、スミスの演説に、上記の“envoy”らしい人々―国籍不明の軍服を着ている―が大拍手をするシーンが映ります。また、スミス初登壇の時、議会の小使の少年が彼を案内し、本会議場の構造を説明します。「あの、時計の上のところが diplomatic section。」いかにも外国人らしい人がまさに着席しようとしているにも関わらず、字幕はここも「圧力団体」と訳しています。

ありがちな字幕の誤訳、と片づければすむことですが、ここから私は妄想をふくらませてしまいました。

猪俣勝人『世界映画名作全史 戦前編』によれば、1939 年制作の「スマス都へ行く」が日本で封切られたのは1941 年です。どのような年かは言うまでもないでしょう。そしてこの映画は、同書戦前編でとりあげられている映画の最後にあたります。前述のテレビ放映は、この封切時に作られた字幕をそのまま使っているのではないかと...だとすれば...という妄想をふくらませてしまった次第です。本気で検証すると、門外漢の私には少々難しい作業ですが。

この映画は先日も WOWOW で放送され、録画しました。こちらの字幕では、正しく翻訳されています。アナウンサーの台詞は「独裁国の外交団が2組もー」「民主主義の行使を見学しています」となっていますし、“diplomatic section”も「外交官用」となっています。

それにしても、映画の作り手は、なぜ「2つの独裁国」としていたのでしょうか？(i)東洋の猿は最初から勘定に入っていないのか (ii)キャブラの出身国のイタリアには遠慮があったのか(我々には「汝の敵、日本」がなじみぶかいキャブラの戦意高揚映画では、イタリアが対象になっていないことが伝記で指摘されています)、(iii)それとも、「左右の全体主義」という考え方に立っていたのか...脚本家と監督の思想の違いなども考えあわせると、少々興味深い点ではあります。

【付録2. 上院議長&規則22条】

「スマス都へ行く」で一番の儲け役が議長であることには、かなり多くの人が同意するのではないのでしょうか。ジェームス・スチュアートの行動を、常に年長者としての慈愛のこもった笑みで見守り、ユーモアを湛えつつ、規則に従って厳正に議事を進行する...そもそも映画のラストは、議長の微笑のクローズアップで締めくくられるのです。

さて、もちろん米上院の議長は副大統領が務めることになっているのですが、ものの本によると、副大統領が自ら議事を主催することは希で、特に重要な場合以外は、通常議長代行に議事を任せているとあります。この映画での議長も、そのような議長代行だとずっと思ってきました。クレジットタイトルでは、“President of the Senate....HARRY CAREY”となっています。

ところが、キャブラの自伝は役名を、“vice president”としばしば呼んでいるのです。なかなか演技がうまいかないハリー・ケイリーに、「君は vice president なんだ」とアドバイスするなどというエピソードが紹介されています。いくつかの文献でも、vice president という記述がみられます。さらに、前発言のためにVTRを check する中で、スマス初登院時、ペイン議員が「vice president が呼んだらあそこを前に進んで」と、宣誓式次第を説明している台詞に気づきました。明らかに作り手は、副大統領自身が議長を務めている状況を想定しているようです。

もうひとつ、実は未解決の問題があります。

原稿で、討論終結動議を定める議事規則22条について触れました。実は同条と長時間演説との関係がまだよく

わかっていません。いったん発言を確保した議員が長時間演説を決行しているその最中に、この動議でうち切る
ことが可能なかどうか、明確に記述されている文献を見いだせませんでした。22条の可決後も、一定時間の討
論が認められていること、1992 年にも15時間の演説が可能だったことを考えれば、おそらく答えはノーなのでしょ
う。だとすれば、厳密に言えば、「ミス」の文脈で22条を問題にすることには少々補充説明が必要だったのかもしれ
ません。

注(2014/5):最後の点ですが、Wikipedia には次のような解説があります。

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%AD%B0%E4%BA%8B%E5%A6%A8%E5%AE%B3>

“ただし、現在では上院規則 22 条によりフィリバスターを宣言するだけでフィリバスターが有効となるため、軽視
できない少数派と多数派が意見調整するための「手続き」的なフィリバスターがほとんどとなり、実際に長い演説を
するような光景は過去のものとなった。フィリバスターは極めて容易になり、2000 年以降は一期あたり 50 回以上の
フィリバスターが行われている。一般にフィリバスターは少数派(少数派政党)の数が 40 から 49(副大統領が反対
の場合は 50)人の場合に使われる。これは 40 人以下の場合は多数派の 60 人以上によりフィリバスターが無効に
なり、50(副大統領が反対の場合は 51)人以上いる場合は多数派となり、フィリバスターをする必要がなくなるから
である。逆に体力の限り演説を行う必要がなくなったため、フィリバスターの宣言中に意見調整の見通しが立たず、
なおかつ他の重要案件が議題として残されている場合、多数派が法案成立を放棄せざるをえないことになる(会
期末までフィリバスターの宣言を通すことができるため)。”